

○松山衛生事務組合公印規則

制 定 平成 1 9 年 3 月 28 日規則第 2 号

改 正 平成 2 2 年 4 月 28 日規則第 1 号
令和 6 年 2 月 28 日規則第 1 号

松山衛生事務組合公印規則（昭和 4 6 年規則第 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 本組合における公印の使用及び保管その他公印の取扱いに関しては、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この規則において「公印」とは、公文書に使用する組合印及び職印をいう。

（公印の名称等）

第 3 条 公印の名称、書体、形状、寸法、使用区分、保管課等及びひな形は、別表第 1 のとおりとする。

（公印の総括管理者）

第 4 条 公印の管理に関する事務は、事務局長が総括する。

2 事務局長は、公印の使用状況、保管等公印の管理に必要な事項について、調査し、又は次条第 1 項の公印管理責任者に報告を求めることができる。

3 事務局長は、公印台帳（様式第 1 号）を備え、すべての公印を登録しなければならない。

（公印管理責任者）

第 5 条 別表第 1 に掲げる公印の保管課等の長を、当該公印の公印管理責任者（以下「公印管理責任者」という。）とする。

2 公印管理責任者は、それぞれ保管する公印の取扱いに関して所属職員を指揮監督する。

（公印取扱主任及び公印取扱副主任）

第 6 条 公印管理責任者は、必要に応じ、所属職員のうちから公印取扱主任及び公印取扱副主任を指定することができる。

2 公印取扱主任及び公印取扱副主任は、公印管理責任者の命を受け、公印の管理、使用その他公印に関する事務を処理する。

（公印の取扱い）

第 7 条 公印管理責任者、公印取扱主任及び公印取扱副主任は、公印を慎重に取り扱い、

盗難，紛失，損傷，不正使用等の事故が無いよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 公印管理責任者は，公印の盗難，紛失，損傷，不正使用等の事故があったときは，直ちに事務局長に届けなければならない。

（公印の持ち出し）

第8条 公印は，公印管理責任者の指定する場所以外に持ち出すことができない。ただし，やむを得ない場合であつて，公印管理責任者の承認を得たときは，この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により公印を持ち出した者は，その使用を終えたときは直ちに返納しなければならない。

（押印手続）

第9条 公印を使用しようとするときは，決裁済文書を公印管理責任者，公印取扱主任又は公印取扱副主任に提示し，承認を受けなければならない。ただし，軽易な文書にあつては，公印使用簿（様式第2号）をもって決裁済文書に代えることができる。

（公印の調整等）

第10条 公印を調整し，若しくは廃止しようとするとき又は別表1に掲げる使用区分等を変更しようとするときは，公印管理責任者又は課等の長は，事務局長に届け出なければならない。

（廃止した公印の保存及び廃棄）

第11条 公印を廃止したときは，公印管理責任者は，事務局長に当該公印を引き継がなければならない。

- 2 事務局長は，前項の規定により引継ぎを受けた公印を廃止の日から起算して，次の各号に掲げる公印の区分に応じ，当該各号に定める期間保存しなければならない。

（1）松山衛生事務組合長之印 永年

（2）その他の公印 5年

（印影の印刷等）

第12条 公印の押印を要する文書のうち，別表第2に掲げるものについては，印影（これを拡大し，又は縮小したものを含む。以下同じ。）の印刷又はコンピュータに記録した印影の出力により，公印の押印に代えることができる。

- 2 印影を使用して作成する文書の用紙には，必要に応じて，偽造その他不正な使用を防止するための措置を講じなければならない。
- 3 コンピュータに記録した印影の使用に当たっては，改ざんその他不正な使用を防止

するため、当該印影を適正に管理しなければならない。

- 4 第7条及び第10条の規定は、印影を使用する文書の取扱い及び登録等について準用する。この場合において、第7条第1項中「公印管理責任者、公印取扱主任及び公印取扱副主任」とあるのは「印影を使用する課等の長」と、同条第2項及び第10条中「公印管理責任者」とあるのは「印影を使用する課等の長」と読み替えるものとする。

（職務代理等の場合の公印の使用）

- 第13条 組合長その他公印を設定されている職にある職員に事故等があるため、他の職員が職務代理又は事務取扱いを命じられ、その職務を代行する場合においては、組合長その他公印を設定されている職にある職員の公印を使用するものとする。

付 則（平成19年3月28日規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により収入役がなお従前の例により在職する場合においては、改正後の松山衛生事務組合公印規則別表第1から別表第3までの規定は適用せず、改正前の松山衛生事務組合公印規則別表第1から別表第3までの規定は、なおその効力を有する。

付 則（平成22年4月28日規則第1号）

この規則は、平成22年5月1日から施行する。

付 則（令和6年2月28日規則第1号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(別紙1)

別表第1 (第3条関係)

公印一覧表

名称	書体 形状 寸法 _(mm)	使用区分	保管課等	ひな形
松山衛生事務組合之印	てん書 正方形 18×18	組合名をもってする文書	事務局	
松山衛生事務組合長之印	てん書 正方形 18×18	組合長名をもってする文書	事務局	
松山衛生事務組合長之印 (会計事務局)	てん書 正方形 18×18	借用証書 約束手形	会計事務局	
松山衛生事務組合会計管 理者印	てん書 正方形 18×18	会計管理者名をもってする文書	会計事務局	

別表第2（第12条関係）

印影使用文書一覧表

使用課等	番号	帳票名	寸法 (mm)	公印名称
各課等共通	1	納入通知書	9	松山衛生事務組合長之印
事務局	1	給与所得の源泉徴収票及び給与支払報告書（個人別明細書）	14	松山衛生事務組合長之印
	2	発令書兼承諾書	14	松山衛生事務組合長之印
	3	辞令書	18	松山衛生事務組合長之印
	4	委嘱状	18	松山衛生事務組合長之印
	5	職員証	9	松山衛生事務組合印
会計事務局	1	送金通知書	9	松山衛生事務組合会計管理者印
	2	口座振替指令書	9	松山衛生事務組合会計管理者印
	3	再発行送金通知書	9	松山衛生事務組合会計管理者印

様式第2号 (第9条関係)

公 印 使 用 簿

公印名称

年度

[illegible]

(別紙 2)

様式第 1 号 (第 4 条関係)

公 印 台 帳

名称					
公印区分					
印影及び使用開始年月日					
ひな形		書体	☐ 古印体 ☐ 活字体 ☐ てん書体 ☐		保管課等
		形状	☐ 正方形 ☐ 矩形 ☐ 円形 ☐ だ円形 ☐		
		寸法	mm mm ×		
使用区分					
規則登録・改正 施行年月日	年 月 日		台帳廃止年月日		年 月 日